

新旧条文対照表

(新)

(付加給付)

第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護療養付加金
- (2) 家族訪問看護療養付加金
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 埋葬料付加金
- (6) 家族埋葬料付加金
- (7) 家族療養付加金
- (8) 削除
- (9) 合算高額療養付加金

2. 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3. 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第56条 (略)

(家族訪問看護療養費付加金)

第57条 (略)

第58条 削除

第59条 削除

(埋葬料付加金)

第60条 被保険者(被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。)が死亡したときは、法第100条第1項、第2項又は法第105条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、5,000円を支給する。

(家族埋葬料付加金)

第61条 (略)

(家族療養付加金)

第62条 (略)

第63条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第58条 施行日前の出産にかかる出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。

第59条 施行日前の出産にかかる家族出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。

第60条 施行日前の死亡にかかる埋葬料付加金の支給については、なお従前の例による。

第63条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

(旧)

(付加給付)

第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護療養付加金
- (2) 家族訪問看護療養付加金
- (3) 出産育児一時金付加金
- (4) 家族出産育児一時金付加金
- (5) 埋葬料付加金
- (6) 家族埋葬料付加金
- (7) 家族療養付加金
- (8) 傷病手当付加金
- (9) 合算高額療養付加金

2. 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3. 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第56条 (略)

(家族訪問看護療養費付加金)

第57条 (略)

(出産育児一時金付加金)

第58条 被保険者(被保険者であった者を含む。)が法第101条又は法第106条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として36,000円を支給する。

(家族出産育児一時金付加金)

第59条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として36,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第60条 被保険者(被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。)が死亡したときは、法第100条第1項、第2項又は法第105条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、被保険者の標準報酬月額額の100分の50に相当する額を支給する。ただし、その額が100,000円に満たないときは、100,000円とする。

(家族埋葬料付加金)

第61条 (略)

(家族療養付加金)

第62条 (略)

(傷病手当付加金)

第63条 被保険者(被保険者であった者を含む。)が法第99条又は法第104条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当付加金として1日につき当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等に定められたものに限る。)を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の10に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が一二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の10に相当する額を支給する。

- (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度九月三十日のおける全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

なお、法第104条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者(任意継続被保険者を除く)が同日において属していた」と読み替える。

2. 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項及び第4項までの規定により傷病手当金の支給が行なわれない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項のいずれかに該当する場合支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢退職年金の額

- (2) 法第108条第4項に該当する場合傷病手当金付加金の全額。

ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。